

幼児教育・保育の無償化に関するFAQ (企業主導型保育事業)

【2019年8月14日版】

※ このFAQは、2019年8月14日現在の状況における回答であり、今後も問や回答について変更がありうる旨をご了承いただきたい。

【1. 無償化の対象となる児童について】

No.	問	答
1	企業主導型保育事業を利用する場合、保育認定の第2号(3歳から5歳まで)や第3号(0歳から2歳まで)を受けていない児童が幼児教育・保育の無償化の対象となるためには、これらの認定を新たに受ける必要がありますか。	保育認定第2・3号を受けていない児童が企業主導型保育事業を利用する場合、従業員枠の利用児童については、事業実施者等により保育の必要性を確認することとなっているため、無償化の対象となるために、別途、市町村から保育認定第2・3号を受ける必要はありません。 一方、地域枠の利用児童については、事業実施者が、市町村による子ども・子育て支援法に定める保育所を利用するための支給認定(保育認定)を受けていることをもって無償化の対象となる保育の必要性を確認することとし、地域枠の利用にあたって、保育認定第2・3号を受けていない場合は、新たに保育認定を受ける必要があります。
2	企業主導型保育事業の地域枠の利用者について、無償化の対象となる保育の必要性を確認した結果、就労時間が月48時間を下回るなど、市町村が規定する保育認定第2号や第3号の要件を満たさない場合はどうなりますか。	企業主導型保育事業の地域枠の利用においては、一般事業主に雇用されている場合は、保育認定第2・3号を受けていることを必須の要件とはしておらず、事業実施者が保育の必要性の確認を行っているところですが、無償化の対象となる保育の必要性の確認にあたっては、保育認定第2・3号を受けていることをもとに確認を行うこととなります。したがって、当該認定の要件を満たさない利用者については、当該施設を利用することは可能ですが、無償化の対象とはなりません。
3	0歳から2歳児について、住民税非課税世帯の児童である場合は無償化の対象となりますが、住民税非課税世帯かどうか、どのように確認すればよいですか。	0歳から2歳児の利用者が住民税非課税世帯であるかどうかについては、事業実施者は利用者とその配偶者に対し所得証明書の提出を求め、両者ともに課税されていないことを事業実施者において確認していただくこととなります。なお、住民税が課税されていないかどうかは、所得証明書の「均等割」と「所得割」の欄に0円が記載されているかどうかで判断していただくこととなります。
4	昨年度分の住民税が課税されていた0歳から2歳児の利用者について、本年度分の住民税が非課税となった場合、無償化の取扱いはどうなりますか。	住民税非課税世帯であるかどうかは、4月から8月においては前年度分の住民税の課税状況により、9月から3月においては本年度分の住民税の課税状況により判断することとなっています。したがって、本年度分の住民税が非課税となった場合、本年9月から翌年8月まで、無償化の対象となります。
5	0歳から2歳児について、生活保護法上の被保護者又は児童福祉法上の里親の児童である場合は無償化の対象となりますが、被保護者又は里親かどうか、どのように確認すればよいですか。	0歳から2歳児の利用者が被保護者であるかどうかについては、事業実施者は利用者に対し保護証明書等の提出を求め、被保護者であることを事業実施者において確認していただくこととなります。なお、保護証明書は、市町村において発行する書類となります。また、利用者が里親であるかどうかについては、利用者に対し里親委託に関する通知書等の提出を求め、事業実施者において里親であることを確認していただくこととなります。
6	年齢については、満年齢により判断するのですか、学年(クラス)により判断するのですか。	学年(クラス)により判断していただくこととなります。
7	無償化の対象となることを決定した場合、どのように利用者にお知らせすればよいですか。	利用者に対し、契約書の更新や利用料変更に係る書類の交付を行う等、適切な方法により無償化の対象であることを通知していただくこととなります。
8	月の途中で保育認定第2・3号を受けた場合や、被保護者・里親となった場合、どの時点の利用料から無償化の対象となりますか。	月の途中で保育認定第2・3号を受けた場合は、認定を受けた月分の利用料から無償化の対象となります。一方、月の途中で被保護者・里親になった場合には、その翌月分の利用料から無償化の対象となります。
9	本年10月からの無償化の実施のため、事業実施者において利用者に対しどのようなお知らせをすればよいですか。	利用者に対し、無償化に関するお知らせをしていただくとともに、無償化の対象となるために必要な手続きを案内していただくようお願いいたします。なお、8月14日付事務連絡「企業主導型保育施設における無償化の対象児童及び対象児童の保護者に対するお知らせ等について(通知)」において、周知用チラシの参考例をお示ししていますので、適宜ご活用ください。
10	地域枠の利用者が、本年10月から無償化の対象となるためには、保育認定第2・3号を受ける必要がありますが、市町村への保育認定の申請をいつまでに行う必要がありますか。	企業主導型保育施設における円滑な無償化の実施のため、地域枠の利用者で保育認定第2・3号認定を受けていない方は、8月中を目途に市町村に保育認定の申請を行い、9月中に認定を受けていただくこととなります。ただし、8月中の申請が困難な場合であっても、10月中に市町村による認定を受け、施設に報告いただければ、10月分の利用料から無償化の対象となります(市町村による保育認定は、申請があった日から30日以内に行うこととされていることから、10月中に保育認定を確実に受けるためには、9月中に市町村に保育認定の申請を行う必要があります)。